

茨城県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.5E-2	5.2E-1	4.2E+1	42.4
64	エトフェンプロックス	3.3E+1	1.2E+1	3.2E+1	3.7E+1	113.4
117	テブコナゾール				5.2E+0	5.2
139	トラロメトリン			5.1E+0	3.4E+0	8.5
140	フェンプロパトリン			3.9E+0		3.9
153	テトラメトリン	3.0E+2	1.4E+1	3.1E+2	1.7E-1	621.8
181	ジクロロベンゼン	6.5E+2	3.2E+2			972.9
225	トリクロルホン		1.2E+1			11.5
251	フェニトロチオン		2.3E+2	4.7E+0		230.0
252	フェンチオン	7.3E+0	9.0E+1	7.3E+0		104.8
256	デカン酸				4.1E+0	4.1
350	ペルメトリン	6.5E+1	6.6E+1	4.3E+1	9.7E+1	271.2
405	ぼう素化合物		1.8E-1	7.5E+1	3.5E+0	78.4
427	カルバリル			2.5E+2		246.5
428	フェノプカルブ			2.5E+1	2.5E+2	273.3
457	ジクロルボス	1.3E+2	1.0E+3			1,142.1
合 計		1.2E+3	1.8E+3	7.5E+2	4.4E+2	4130.2

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等